

岐阜市福政第 号
令和7年 月 日

各コミュニティセンター運営委員会会長 様

福祉部 長

保護司の活動における地域施設の利用について（お願い）

平素より市政にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、昨年9月、本市は、岐阜県保護司会連合会から要望書を頂き、保護司の確保や保護観察対象者との面接場所の提供など、保護司活動への協力を求められました。

保護司の活動は、人の立ち直りを支え、安全・安心な社会を構築するため、大切な活動であり、本市としても、この活動を支援して参りたいと考えております。

そこで、支援策のひとつとして、保護司の面接場所として、公の施設を活用することとしたため、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 地域の施設利用について

（1）保護司会に利用案内をする施設

施設	コミュニティセンター
使用区分	午前 9時～13時 午後 13時～17時 夜間 17時～21時
場所	東部、西部、北部、南部、日光、長森、市橋、北東部
予約方法	各施設の窓口に事前に提出
使用料	保護司の面接目的の使用の場合、減免
その他	・常駐の職員あり ・月曜日は休館

（2）利用に際しての保護司会への依頼事項

- 施設を利用する場合は、面接対象者のプライバシーの確保の観点から、利用者が少ない時間の利用とすること。
- 面談に際しては、可能な限り、複数人で対応すること。
- 施設使用料の減免申請が必要であるため、取りまとめの上、保護司会の名義で申請書を提出し、窓口で面接利用であることを伝えること。